



携帯電話・インターネット
の
トラブル対応マニュアル

～サイバー犯罪被害防止～



平成 2 0 年 7 月

広島県教育委員会

は じ め に

近年，ICT（Information and Communication Technology:情報通信技術）は，急速に進展し，「いつでも，どこでも，何でも，誰でも」簡単にネットワークにつながることができ，手軽に利用できる社会になりつつあります。このため，学校においても，従来の指導方法・技術ではできなかった教育活動，幅広い情報の収集及び学習活動の発信・交換などが可能になっています。また，ICT社会の利点を生かした教育活動を行うことで，子どもたちの主体的な学習活動や興味・関心の広がりなど好ましい影響も見られています。

一方，この急激な情報化の進展は，例えば，バーチャルな世界の拡大，直接体験の不足，人間関係の希薄化，有害情報の増加及び携帯電話の普及などから児童生徒に様々な問題を引き起こしています。

特に，どこでも簡単にインターネットに接続できる携帯電話等については，使用規範やルールが十分確立する前に児童生徒へ急速に広まってしまったため，有害なサイトを利用した児童生徒が犯罪に巻き込まれたり，犯罪の加害者になってしまったり，いわゆる「学校裏サイト」などに特定の個人の誹謗中傷を書き込むなど「いじめ」に利用したりするなど大きな問題も生じています。

一般的に児童生徒は，携帯電話等の機能などについては認知していますが，これらを利用する際の「影」の部分については，多くの教職員や保護者と同様にネット社会でどんなことが行われているのか，何が問題なのか，どんな影響があるか十分認識できていない面があります。加えて，情報が時間や場所を選ばず，家族や保護者を經由せず子どもたちに直接届いてしまい，その応答も家族や保護者を抜きにして行われるというバイパス現象が起きているため，家族や保護者がフィルター機能を果たせないという深刻な状況が生じています。

このため，携帯電話等を通じたインターネットを介して，教職員や保護者の想像を絶する事態が進行しているにも関わらず，子どもたちが危機的状況にさらされていることをほとんど認識できていないという大きな問題が生じています。

この資料は，携帯電話やインターネットのトラブルなどについてICTに不慣れな教職員や保護者にできるだけ理解していただけるように用語解説，事例，法的知識の3部構成としています。

各学校等では，この資料を参考にして，児童生徒がICT社会への適切な関わりを身につけることができるよう指導に役立ててください。

平成20年7月

広島県教育委員会

第 1 部 ICT用語の基礎知識 ***** 1

第 2 部 事例別対応マニュアル ***** 10

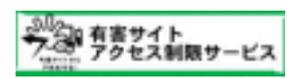
事例 1	学校，児童生徒に起こる問題で，どのような事例が予想されるか。	***** 11
事例 2	問題が発生した場合，学校はどのように対応したらよいか。	***** 12
事例 3	画面をクリックしただけで，突然，有料サイトの料金を請求するメールが来た。（ワンクリック詐欺） 身に覚えのない料金が請求された。（架空請求）	***** 13
事例 4	自分のIDやパスワードが勝手に使われている。	***** 14
事例 5	掲示板，ブログに自殺予告や自殺を呼びかける書き込みを見つけた。	***** 15
事例 6	ブログや掲示板に誹謗中傷の書き込みがされた。 ブログや掲示板にメールアドレスなどの個人情報が書き込まれた。	***** 16
事例 7	携帯電話に『このメールを10人に転送してください。メールを止めた人はポケット料金を全額支払うことになります。』との内容のメールが届いた。（チェーンメール）	***** 17
事例 8	携帯電話にアダルトサイトの宣伝や商品の売り込みなど希望しないダイレクトメールが次々に届いて困る。（迷惑メール）	***** 18
事例 9	インターネット上の掲示板にある，リンクサイトからあるファイルをダウンロードしたところ，パソコンのハードディスクの中身がネットワーク上に公開された。	***** 19
事例 10	インターネットを利用中，突然「あなたのパソコンからウイルスが発見されました」とメッセージ画面が表示され，「セキュリティ対策ソフト」の購入を勧められた。（ソフトの押し売り）	***** 20
事例 11	携帯電話のネットショッピングで買い物をし，代金を払ったが，商品は届かず，相手とは連絡が取れなくなった。	***** 21
事例 12	出会い系サイトに援助交際を募集する書き込みをしている。	***** 22
事例 13	セキュリティ・ホールから不正アクセスされ，不正なコマンドが実行された。	***** 23
事例 14	自分のメールアドレスを使って，誰かが勝手にメールを送信している。（なりすましメール）	***** 24
事例 15	インターネット・オークションに覚せい剤，けん銃などの違法なものが出品されていた。 インターネット・オークションに貯金通帳やクレジットカード番号が出品されていた。	***** 25
事例 16	自分の学校裏サイトを発見した。 内容を見ると，ある生徒を誹謗中傷する書き込みがあった。	***** 26
事例 17	Aさんはあるサークルで知り合った男性と電子メールのやりとりをしていたが，そのうちメールの返信が滞りがちとなったところ，男性より「交際しなければ家族に危害を加える」と交際を強要するメールが届いた。（ネットストーカー）	***** 28
事例 18	友人から携帯メールが1日に100通ぐらい届く。返事は5分以内に返すという「5分ルール」があるため，歩きながらや食事中，さらには，入浴中にも返信しなければならなくて困っている。（携帯メールの呪縛）	***** 29

第 3 部 関連法律解説編 ***** 31

第 1 部 ICT用語の基礎知識



ICT 関連用語と指導上の留意点

名称	概要	留意点	児童生徒への指導
(ア化-) IPアドレス	インターネットなどのIPネットワークに接続されたコンピュータや通信機器1台1台に割り振られた識別番号。(数値の羅列) インターネット上ではこの数値に重複があってはならないため、IPアドレスの割り当てなどの管理は各国のNIC(インターネット上で利用されるIPアドレスやドメイン名などを割り当てる民間の非営利機関。)が行っている。	電子掲示板やブログなどに誹謗中傷の書き込みがあった場合、削除依頼を行う相手(所有者、管理者)を割り出すこともできる。	誹謗中傷する内容がネット上に掲載された場合には、掲載されたHPを印字し、当該サイトのアドレス、書き込み者、書き込み日時などを記録し、警察へ届け出ること。 【管理者等の検索方法】 検索エンジンで「ドメイン検索」と入力して、いずれかのホームページを開く。 画面に「ドメイン名」か「IPアドレス」を入力し、検索を実行する。
SNS	(Social Networking Service)の略称 特定の趣味や目的を持った人が集まる場所をネット上に提供するサービス。 登録制のウェブサイト。 日本版では「GREE」「mixi」などがある。	会員から招待がないと参加できないサイトが多いが、最近では自由に登録できるサイトもある。	どんな人物が参加しているかわからず、悪用されるおそれもあるので、本名などの個人情報(プロフィールや写真など)を公表しないこと。 SNSごとのルールやマナーを守ること。
SSL (Secure Socket layer)	(Secure Socket Layer)の略称 インターネットでの通信を暗号化し、データの盗聴や改ざん、なりすましを防止するための方法。 ショッピングサイトを利用する場合の信用性の目安にもなる。	ネットオークションや海外のショッピングサイトでは、日本では禁止されているものが販売されたり、販売時に得た個人情報を架空請求や迷惑メールに悪用して新たな犯罪に発展する危険性がある。 <small>参考) インターネット 익스프레스 等の場合</small> 	SSL対応が否かは、アドレスの始まり部分から http:// から https:// に変わっているか。 画面下に ”鍵マーク” が表示されているかで分かる。
URL付きメール	(Uniform Resource Locator)の略称 送られてきたメールに接続先などのインターネット上のデータの場所と到達するための手段を表示したものの。	架空請求、迷惑メール、コンピュータウィルスの感染などの危険性がある。	迷惑メールの中には、記載されたURLから「出会い系サイト」や「アダルトサイト」にアクセスさせるものもあり 「URLリンク付きメール受信可否設定」 を行うことで、特定の悪質サイトからのメールを拒否できるようになる。
アクセス制限サービス	携帯電話事業者等による「出会い系サイト」「アダルトサイト」など、子どもに有害なサイトへの接続を制限する機能。	携帯電話会社では、使用料は不要でフィルタリングサービスを提供しているが、携帯電話機ごとに個別に申し込む必要がある。 H20.2月から携帯電話では、未成年者が新規契約する場合、親権者が「フィルタリングサービスを利用しない」と明確に意志表示しない限り、電話会社が認める公式サイト以外への接続を自動的に制限するサービスを開始している。	契約者が未成年の場合、保護者による申し込みが可能。 申し込みは、来店、電話、インターネットによりできる。 
アバター	チャット、ブログ、ネットゲームなどで使用される自分の分身となる画面上のキャラクターのこと。	ユーザー登録は無料だが、衣装、ペット、背景、人気のアイテムを追加する場合は、有料になることもある。	他人の著作権、肖像権を侵害しないこと。
インターネットカフェ	インターネットに接続されたパソコンが設置された喫茶店。 1時間200円くらいから利用できる。個室、シャワー付きの店舗もある。	年齢、身分確認なしで利用できることから、ID、パスワードの盗用など犯罪行為が行われやすい。	ID、パスワード、金融情報などの個人情報は入力しないこと。 ネットバンキングなどインターネットによる取引(契約)には利用しないこと。

名 称	概 要	留 意 点	児童生徒への指導
インターネット ホットライン センター	インターネット利用者から違法・有害情報に関する情報提供を受け付け、一定の基準に従って情報を選別した上で、警察への情報提供、電子掲示板の管理者等への送信防止措置依頼等を行う団体。	インターネット上の違法、有害情報の受付窓口。 知的財産権侵害情報や名誉毀損、誹謗中傷情報は扱っていないが、通報があれば関係機関・団体へ情報提供する。	http://www.internethotline.jp/ 
エクスクロー サービス	ネットショッピングやネットオークションで商品配達と代金回収を第三者が行うサービス。	代金不払い、商品未着の防止となるが、手数料や時間がかかる。	サイトの信頼性を確認する。 違法な物、あやしいと感じたものは、消費生活センターや警察へ届け出ること。
オークション詐欺	ネットオークションの形態をとった詐欺行為。 お金を支払ったのに商品が届かず、問い合わせ先に連絡すると実在しないなど。	利用するショッピングサイトの信頼度を確認しないと、商品が届かない、返品ができない、クレジットカード情報が悪用されるなどの被害に巻き込まれる。 信頼度 個人情報に対してプライバシーポリシーを明示しているか。 個人情報入力画面が、SSL対応になっているか。 「ワイパイクの有無」 https://...	エクスクローサービスや着払いなどの安全な方法で取り引きすること。 オークション外での直接取引をしないこと。 パスワードを簡単なものにしなないこと。 相手の口座の控え、振り込みの控えを保管しておくこと。 取引時のホームページを印刷しておくこと。
架空請求 ・ 不当請求	利用していない有料サイトの料金を請求してくるものが「架空請求」。 メールや画像をクリックしただけで料金を請求するものは「不当請求（ワンクリック詐欺）」。	「自宅まで回収に行き、手数料も追加で徴収する」「裁判所、弁護士、債権回収業者」を語って不安感をあおるものが多い。 「消費者契約法」では、事業者の一定の行為により消費者が誤認、困惑した場合には契約を取り消す事ができる。契約内容の確認画面等の措置を講じていない場合は、無効を主張できる。 安易に相手と連絡をとらないこと。	不当な請求の場合 あわてて料金を払わない。無視する。 メールに返信したり、問い合わせ先に連絡しない。 不審なURLをクリックしない。 請求画面等の証拠になるメールを保存、印字しておく。
携帯小説	携帯電話のサイトを利用して執筆・閲覧できる小説のこと。	携帯電話の手軽さや、匿名性が高いことによる投稿・発言のモラルの低さ、主な作者が若年であることに起因するネット上の基礎知識や責任感の欠落、少ない語彙と画面上の限られた文字数による表現力の乏しさなどが指摘されている。	他人の著作権、肖像権などを侵害しないこと。
検索エンジン	インターネット上の情報を検索するサービスを提供するサイト。 Yahoo 、 Google などが有名。		
個人情報	個人に関する情報で、直接その情報により、または、その情報を組み合わせることで特定の個人を識別できるもの。	個人情報「名簿屋」と称されるものに転売されたり、悪用されたり、漏えいなどが問題となっている。	ネットショッピング、会員登録、アンケート・懸賞応募などで情報を取り扱う場合は、保護者の監督下で行うこと。 - 個人情報とは - 基本情報 氏名（家族も）、住所（〒） 電話・FAX番号、性別、顔写真、年齢、出身地、メールアドレス など 生活情報 家族構成、学校名、出席番号、成績、学歴、趣味、保護者の職業、勤務先 など 経済情報 取引銀行名、預貯金残高、口座番号、クレジットカード番号、パスワード、暗証番号 など
個体識別情報	携帯電話会社、メーカーと機種に関する情報を識別するために携帯電話ごとに付けられた番号のこと。	アダルトサイト等にアクセスした場合「あなたの個体識別番号はです、メールアドレスはです」などあたかも個人情報を入手したような画面が表示され、料金を請求される事例がある。	携帯電話の「個体識別番号」の情報から氏名、住所、電話番号等の個人情報がサイト運営業者に伝わることはない。 あわてて画面上に表示されたボタンをクリックしないこと。 トラブルに備え、サイト名、URLを記録しておくこと。

名 称	概 要	留 意 点	児童生徒への指導
コンピュータウイルス	<p>ファイルを破壊したり、ウイルス自身の複製を作成するなど、ユーザが予期しない動作をするよう意図的に作られた不正なプログラムで、自己伝染機能、潜伏機能、発病機能など、生物ウイルスと似た動きをする。</p> <p>ウイルス感染の症状 パソコンが起動しない。 メモリ不足が頻繁に起こる。 ファイルが勝手に削除される。 突然音が鳴り出す。 勝手に電子メールを送信する。 知らない画像が表示される。</p>	<p>不審なサイトでファイルをダウンロードしたり、不審なメールに添付されたファイルを実行したら感染することがある。</p> <p>感染したパソコンを遠隔操作するものや携帯電話に感染するものもある。</p> <p>ウイルスは常に高度化、複雑化しているので最新情報（ウイルス定義ファイルの更新）をチェックすること。</p>	<p>ウイルス対策ソフトを使うこと。 不審な添付ファイルは開かないこと。 不要なプログラムをダウンロードしないこと。 ダウンロードしたファイルは必ずウイルスチェックをすること。 Windows Updateでセキュリティホール対策をとること。 ブラウザのセキュリティ設定を高めておくこと。</p> <p>【ウイルスチェックサイト(無料)】 ウイルスバスターオンラインスキャン (トレンドマイクロ株) マカフィー・フリースキャン (マカフィー株) シマンテック・セキュリティチェック(株シマンテック)</p>
肖像権	<p>許諾なく、無断で自分の容姿を写真に撮られたり、使用されない権利法律上明文規定はないが、プライバシー権の一部とされている。</p>	<p>カメラ付き携帯電話などで勝手に人物等を撮影することは犯罪行為となることがある。</p>	<p>他人の著作権、肖像権を侵害しないこと。 書店などで、購入前の書籍、雑誌などの内容を撮影しないこと。</p>
スパイウェア	<p>コンピュータウイルスのようにパソコンシステムに入り込み、ハードデスク、画面表示、タイピングなどから個人情報を取得して、悪意ある者に送信するソフト。これにより、銀行口座から現金が引き出されたり、クレジットカードが悪用される。</p>	<p>ウイルス対策ソフトを使用していない、使用しているが更新していない場合などに、メールに添付されたファイルを不用意に開くことにより、自動的にインストールされる。</p>	<p>不審なCD-ROMやソフトウェアを使用しないこと。 OSのアップデートを定期的に行うこと。 スパイウェア駆除機能付のウイルス対策ソフトを適切に使うこと。</p>
スパムメール	<p>インターネットを利用したダイレクトメール、不特定多数に無差別かつ大量に送信される迷惑メール。</p>	<p>ネット上では、メール受信における通信料は受信者の負担となるが、相手の都合を考慮せずに一方的に送られる。</p>	<p>スパムメールのフィルタリングシステムを導入する。 スパムメールを自動的に識別するソフトを導入する。</p>
セキュリティポリシー	<p>組織が定める組織全体の情報セキュリティの基本方針。</p>	<p>学校において実施手順などを規定する場合は、「広島県教育委員会情報セキュリティポリシー（H16.3.31施行）」に基づき作成すること。</p>	<p>(参考) 第1章 基本方針 第4 職員等の義務 教職員、事務局職員などは、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、セキュリティポリシーを遵守しなければならない。児童・生徒に情報利用させるに当たっては、ネットワーク利用のルールやマナーを指導しなければならない。</p>
チェーンメール	<p>人の善意や関心、不安を悪用して多くの人に連鎖的にメールを送るもの。</p> <p>【例】 「このメールを受け取ったら3時間以内に10名以上に転送してください。そうしないとあなたの身に事件が起こります。」</p>	<p>「Rhマイナスの血液が不足しています。」「子犬がいます。誰か飼ってくれませんか。」など一部に現実的な内容もあるが、「10人に転送してください。」など多数の人に送信するようにとの文面があれば虚偽メールと思われる。</p>	<p>必ず自分のところで止めること。 一人で悩まず、保護者、先生に相談すること。 心配な時は、「日本データー通信協会」が示している転送アドレスを紹介する。</p> <p>【迷惑メール相談センター 携帯版】問い合わせ先アドレス chousai@dekyo.or.jp</p>
チャッカレ チャッカノ	<p>インターネットのチャットで知り合った彼氏、彼女のこと。</p>	<p>インターネットでつながったパソコンや携帯電話の向こうには、自分が想像する人間がいるとの錯覚に陥りやすい。 楽しいコミュニケーションもあるが、危険なトラブルもあることを考えて掲示板やチャットに参加すること。</p>	<p>家族、友人等の個人情報を安易に公表しないこと。 ネット上で登場する人物と実際に書き込みを行っている人物像とは違うことがあり、悪意を持った(犯罪に巻き込まれようとする)者もいるため、直接会うことは避けること。</p>

名 称	概 要	留 意 点	児童生徒への指導
チャット	インターネット上のコミュニケーションの手段で雑談(chat)のように楽しむ会話のこと。	住所、年齢、性別は秘匿となっているため、会話の表現や内容が過激になりやすい。 子ども向けのチャットでは、変質者が子どもになりすまして参加し、個人情報を聞き出したり、犯罪に巻き込むおそれもある。	嘘や自分勝手な書き込みをしないこと。 書き込み内容を安易に信用しないこと。 顔写真、電話番号等の個人情報や他人のプライバシーを侵害する書き込みをしないこと。
フォク フォク 直メ、直アド	ブログ、プロフなどで知り合った人と携帯電話のアドレスを交換して、直接メールのやりとりをすること。	公開されたブログ、プロフでは書き込みの内容が他者に見られるが、直接メールをやりとりすると個人間のみのものでやりとりとなる。逆に実態が把握しにくくなり、対応が困難となるおそれがある。	むやみにメールアドレスや学校名などを交換しないこと。 メール交換するネット上の人物と現実の人物とは違う場合があることを理解させること。
著作権	文章、写真、絵画、音楽、動画などの著作物を無断で他人に使用されない権利で作者の没後50年(映画は、公表後70年)まで保護される。 私的使用を目的とした複製(第30条)や教育目的の複製(第35条)などは、限定的に許諾なく複製できるケースもある。	ファイル交換ソフトが登場し、映像、音楽、ゲームなどを簡単にインターネットで共有できるが、著作権法に違反する場合もある。	他人の著作権、肖像権を侵害しないこと。 購入前の書籍、雑誌などの内容は撮影しないこと。 著作権者の許諾を得ない掲載、著作物のパロディ、一部改変も侵害にあたる可能性があること。 キャラクター商品、ロゴマークの使用は、著作権法違反と不正競争防止法違反にもなること。 自分の著作物を補強するため正規に公表された他人の著作物は引用できるが、これを明示する必要があること。
出会い系サイト	恋人、友達の募集を目的として電子メール等により出会いの場を提供しているサイト。 出会い系サイト規制法では、成人や18歳未満の児童が、性交等の相手や援助交際の相手を探す書き込みをすることを規制(サイト利用・不正交際誘引の禁止)している。	メール等の相手は、どんな人かわからないので危険である。最悪の場合、殺人、誘拐、強姦などの被害に遭うことがある。	見ない、書き込まない。一度書き込むと相手は巧みな言葉で誘惑してくる。 犯罪に巻き込まれてからでは取り返しがつかなくなる。 サイトの勧誘メールは無視すること。 サイトで知り合った人とは、会わないこと。 出会い系サイト規制法 (§6 児童に係る誘引の禁止) 広島県青少年健全育成条例 (§39淫行、わいせつ行為) 児童福祉法 (§34禁止行為) 刑法 (殺人、誘拐)
デジタル万引き	購入前の書籍や雑誌の記事、写真をカメラ付き携帯で撮影し、情報を手に入れる行為のこと。	著作権の侵害にあたる。また、立ち読みは、営業妨害になることもある。	他人の著作権、肖像権を侵害しないこと。著作権侵害(著作権法) 購入前の書籍、雑誌などの内容は撮影しないこと。 (§233業務妨害)
電子掲示板 (BBS)	Bulletin board systemの略 インターネット上のコミュニケーションの手段で、記事やコメントの書き込み・閲覧による情報交換、論議のサイト。 個人で開設したサイトや掲示板を集めた「2ちゃんねる」「mixi」のような大規模なものもある。	面識のない者によるハンドルネームを使用した匿名性の高いものになり、「誹謗・中傷」の記事が書き込まれることもある。 書き込みは、投稿者本人が削除できる場合もあるが、管理者に依頼して削除するものが多い。(プロバイダ制限法) 書き込む内容によっては、犯罪に該当する場合がある。	家族、友人等の個人情報を安易に載せないこと。 自分の個人情報をある程度公開しなければならない時は、電話番号、アドレスなどが本当に必要か考えよう。 他人の個人情報を承諾なく掲載してはならない。

名 称	概 要	留 意 点	児童生徒への指導
なりすまし	他人のID、パスワード、メールアドレスを盗用し、その人物になりすましてネットワーク上で活動すること。 実際は別人の「パソコンや携帯電話から」送信されていても「自分から」送られたように見える。信用される送信元から送られてきたように装うことで受信者を信用させてメールを開封させたり、返信させることを目的としている。	送信されたメールの件名などをよく確認し、不審に思う点があれば、開封したり、返信をする前に、同様のメールが出回って、問題になっていないか調べるなどして、惑わされないように注意すること。	メールの内容から明らかになりすましで、他人に迷惑をかけるようとしている場合は、送付されたと思われる人に注意を呼びかけるなどすること。 それぞれの携帯電話事業者の窓口へ相談すること。 犯罪に該当するなどの悪質な内容の場合には、警察に相談すること。 他人になすまして誹謗中傷を内容とするメールもあり、信頼関係を崩そうとしたり、いじめに発展するものもあるので注意を要する。
ネチケツト	ネットワークとエチケットの合成語 インターネット利用者が守るべき基本的なモラルやマナーのこと。	児童生徒が情報発信する場合は、ネットワーク利用における基本的なモラルやマナーについて指導する。 第三者から誹謗・中傷を受けた時、不快な情報を受信した時は、教職員に相談するように指導する。	他人に迷惑をかけないこと。 誹謗中傷をしないこと。 嘘の発言をネットに流さないこと。 著作権、肖像権、知的所有権を侵害しないこと。 個人情報に掲載する危険性。
ネットゲーム	インターネットを利用したオンラインゲームのこと。	相手のアイテムを盗む、いたずらしようと他人のID、パスワードを無断で使用されることがある。	ルール、マナーを守ってゲームをする。 パスワードを他人に教えない。
ネットショッピング	インターネットを利用した物品等の販売 クーリングオフの制度は、ネットショッピングやネットオークションの「通信販売」では、自主的に制度を設けている場合を除き、原則適用されない。	犯罪を助長するような「けん銃」「麻薬」「海賊版DVD」「無修正アダルト画像」など日本国内では販売禁止のものもある。 代金を支払ったのに品物が届かないなどの詐欺行為もある。(ネット詐欺)	社会で売ってはいけないもの、買ってはいけないものは、ネット販売でも当然禁止されている。 サイトの信頼度の確認。 禁制品販売サイトを発見した時、入金しても品物が届かない時など直ちに警察等へ通報、相談する。
ネット中毒・ 携帯依存症	掲示板、チャット、ブログ、オンラインゲームなどで携帯電話、パソコンを長時間使い続けることにより、ネットワークに関わっていないと不安などの症状になる状態のこと。	精神的不安が続く、朝起きられない、家族と会話をしない、勉強がおろそかになるなど生活習慣に乱れをきたすことがある。 本人は気づかないことが多く、重症の場合は、専門医への相談も必要となる。	【依存度の危険信号】 携帯を忘れていたら、遅刻してでも直ぐに取りに帰る。 携帯を持っていないと落ち着かない。 メールの返信が直ぐに届かないとイライラする。 風呂に持って入る。 持って寝る。
パケット料金	携帯電話でインターネットに接続した場合の通信料として、やりとりされたデータ量により課金される、データ単位をいう。	インターネットの通信料は定額でも、情報料などが別に請求されることがある。	インターネットに接続して漫然とサイトを閲覧せず、目的を持って必要な情報の受発信を行うこと。
ハンドルネーム (HN)	インターネット上において使用されるニックネーム、チャットや掲示板において個人を識別する手段として使われ、プライバシー防衛の手段となる。	本人の好きなように名乗れるため、有名・著名な名称は、他人と重複が起こりやすい。	匿名性のため、誹謗中傷やプライバシーの侵害を起こしやすい。
ファイアウォール	Fire Wall (防火壁) から転じて、外部から組織内のコンピュータネットワークへの侵入を防ぐシステムのこと。	インターネットなどを通じて悪意のある第三者が侵入し、データやプログラムの改ざんや破壊が行われる。	ソフトやハードウェアで対応する。

名 称	概 要	留 意 点	児童生徒への指導
ファイル共有ソフト	<p>インターネット上にファイルを公開し、複数で利用できるソフト。P2Pソフトとも呼ばれる。</p> <p>Winny, WinMX などがあるが、これら自体はウイルスではない。</p> <p>Winny利用による情報流出はウイルスに感染することにより発生し、悪意のあるウイルスに感染してしまうと、感染したパソコン内の情報（メールデータ・ファイルなど）がWinnyネットワークに自動的に公開され、拡散した情報は、さまざまなコンピュータに保存されるため、削除、回収は不可能となる。</p>	<p>いろいろな種類のファイルを簡単にインターネット上に公開できるため、個人情報、著作権を無視した音楽、映像などのデータを勝手に公開してしまう。</p> <p>漏えいして困る情報を取り扱うパソコンには、ファイル共有ソフトを導入しないこと。</p>	<p>不審なファイルは開かないこと。</p> <p>Winnyはインストールしても、スタートメニューなどに登録されず、知らないうちにWinnyが使われている可能性もある。Winny検出ツールなどを利用すること。</p> <p>ウイルス対策ソフトを利用している場合でも、使用期限が過ぎている可能性がある。購入されたパソコンのマニュアルに従って、最新の状態で使用すること。導入が終わったら、一度、すべてのディスクをスキャンすること。</p> <p>MS(社)の「悪意のあるソフトウェアの削除ツール」などを利用する。</p>
フィッシング	<p>実在する金融機関や企業等からのメールを装い、「セキュリティを強化する」などの口実を設けて、偽のホームページに誘導して、IDやパスワード等の個人情報を入力させ、その情報を悪用して詐欺等の犯罪を行う。</p>	<p>家族や友達同士でパスワードを共有すると問題事案に発展することがある。</p>	<p>メールやホームページで個人情報を知られても安易に答えないこと。</p> <p>不審に思ったら相手先の金融機関等へ直接電話して問い合わせること。</p> <p>URL付メールに安易に接続しないこと。</p> <p>フィッシング、スパムメール対策用ソフトを使用すること。</p> <p>フィッシングページを見つけたら、警察などへ通報すること。</p>
フィルタリングソフト	<p>インターネット上のサイトで閲覧させることが不適切と考えられる情報がどうか判断し、不適切と判定した情報を遮断するソフト。ホワイトリスト方式とブラックリスト方式がある。</p> <p>【有害情報とは】 「犯罪方法を教示する情報、少年の健全育成を阻害するおそれのある情報など違法情報に該当しないが犯罪や事故を誘発する公共の安全と秩序の維持の観点から放置することができない情報を言う。」 (H17 警察白書)</p>	<p>フィルタリングソフトを利用して有害情報が100%除外できるわけではないが、現状において子どもを保護するための有効な方法となる。</p>	<p>携帯電話会社等では、「有害サイトアクセス制限サービス」を無料で提供しており、手続きについては、各社に問い合わせること。</p> <p>パソコンでは、市販のソフト、プロバイダーや(財)インターネット協会などが無償提供するものがある。</p> <p>有害情報については、(財)インターネットホットラインセンターへ通報する。 http://www.internethotline.jp/</p> <p>ホワイトリスト方式 フィルタリングシステムで、このリストに掲載されているページのみを閲覧できる。</p> <p>ブラックリスト方式 見せたくないWebページのリスト。</p>
プライバシーポリシー	<p>ホームページ提供者などが、利用者に対して明示したサイトの運営方針。</p> <p>個人情報取得の有無、取得方法、利用範囲、保護内容などが規定されている。</p>		<p>ネットショッピングなどにおいてサイトの安全性の指標となるもの。</p> <p>トップページの最上部、最下部あたりに表示してある。</p>

名 称	概 要	留 意 点	児童生徒への指導
<p>ブログ</p>	<p>「Web」と「Log」を1語にした造語「blog」</p> <p>時事ニュースや趣味などを日記形式で書き込むインターネット上のサイトやホームページ、個人でも簡単に立ち上げることができる。 他のサイトからリンクされ論評されたりする。</p>	<p>普段では、言えないような他人の個人情報、企業情報、機密情報などを暴露してしまう場合がある。</p>	<p>自分のページを作ることは、これを管理する責任がある。 掲載した画像等は、簡単にコピーできるため悪用される危険性がある。 不用意な書き込みで攻撃を受けることもある。 個人情報を掲載したりサイトを通じて知り合った人を安易に信用して会うと、犯罪に巻き込まれる危険性がある。</p> <p>【具体的対応】</p> <p>(1) 住所やよく遊ぶ場所、学校名の掲載はしない。 (2) 名前は、本名をやめてニックネームやハンドルネームなどにする。 (3) 顔がはっきり分かるような写真は使わない。 (4) 友だちのリンクもハンドルネームかニックネームにするなどの工夫が必要。 (5) 必要以上に自分をアピールしない。</p>
<p>プロフ</p>	<p>「プロフィール」の略称</p> <p>携帯、パソコンに対応した自己紹介記事を掲載できるインターネット上のサイト、ホームページ、書き込み欄(ゲストブック)を設けるとことができ交友関係が広がる。</p> <p>作成サービスサイトにあらかじめ用意された質問(ハンドルネーム、年齢、住所、趣味)を入力すると自分のサイトが完成する。</p>	<p>世界中から誰でもアクセスし見ることができるとの認識がなく、安易に個人情報を掲載している者が多い。 アクセス件数を競うため、過激な画像(セミヌード写真)を添付したりする。</p>	<p>他人の写真やアドレス、著作権に触れるもの、本人になりすまして、事実と異なる内容を書き込まれるなど、いじめに関わるものも多数ある。</p> <p>【具体的対応】</p> <p>(1) 住所やよく遊ぶ場所、学校名の掲載はしない。 (2) 名前は、本名をやめてあだ名やハンドルネームなどにする。 (3) 顔がはっきり分かるような写真は使わない。 (4) 友だちのリンクもハンドルネームかニックネームにするなどの工夫が必要。 (5) 必要以上に自分をアピールしない。</p>
<p>ボットネット</p>	<p>ボットとは、コンピュータウイルスの一種、ボットはパソコンに感染し、そのパソコンを遠隔操作により、インターネットを通じて外部からの指令で一斉に攻撃を行わせるネットワークで、フィッシングサイトを開設させたり、迷惑メールを送信させたりする。</p>	<p>感染したパソコンは、そのまま利用できるため、ボットの存在に気づかずに犯罪や迷惑行為を助長してしまうことがある。</p>	<p>ウイルス対策ソフトやスパイウェア対策ソフトの導入と、それらのソフトが使用する(ウイルス)定義ファイル等の定期的な更新。 見知らぬメールの添付ファイルは安易に開かない。 不審なWebサイトの閲覧を控える。</p> <p>【確認方法】</p> <p>(1) コンピュータを最新の状態にする。 Windows UpdateまたはMicrosoft Updateを実施する。 Microsoftのサイトに接続できない場合は、ボット(あるいはウイルス)による特定サイトへの接続を妨害されている可能性がある。 (2) ウイルス対策ソフトを最新の状態にしてウイルス検査を実施する。 (3) 検出されたウイルス毎に指定された駆除方法を参考に、駆除する。</p>

名 称	概 要	留 意 点	児童生徒への指導
無線LAN	ワイヤレスでインターネットに接続するシステム。	盗聴，不正利用の被害に遭うおそれがある。	セキュリティ設定（暗号等）を必ず使用する。 インターネットを使用しないときは，パソコンやルーターの電源を切る。
モバゲー	「モバゲーtown」の略 国内の会社が運営する携帯専用の無料ゲームサイトで，日記，掲示板機能もある。	「出会い系サイト」規制により，このサイトの掲示板を悪用するものが多く，運用会社はその都度対策を実施しているが，禁止行為を書き込むユーザーがいる。	ブログや掲示板に個人のアドレスや連絡先などの書き込みをしないこと。 利用の仕方によっては，出会い系サイトと同様の危険な落とし穴があることを理解させること。
リアルマネートレード（RMT）	ネットワーク上で行われるオンラインゲームで，ゲーム内のアイテムやお金（仮想通貨）を実際の現金で取引すること。	ゲーム運営会社では，仮想通貨の取引を禁止していることが多いが，アイテムなどが高額で売買されており，トラブルの原因となっている。	ルール，マナーを守ってゲームをする。（ゲーム内のお金やアイテムを現金で取引しない。） パスワードを他人に教えない。 他人のアイテム，道具を盗んだり，他人のID，パスワードを使用しアクセスしたりすると，不正アクセス禁止法により処罰される場合がある。
ユーチューブ（You Tube）	アメリカで生まれた世界最大の動画共有サイト 一部の動画視聴では，会員登録が必要だが，基本的には登録なしで動画の共有やコメントの書き込みなどができる。	著作権侵害や過激な性描写の動画が投稿されることもある。	肖像権や著作権を侵害するようなものは投稿しないこと。



第2部 事例別対応マニュアル



事例
1

学校，児童生徒に起こる問題で，どのような事例が予想されるか。

児童生徒の意志により意図的に発生したもの

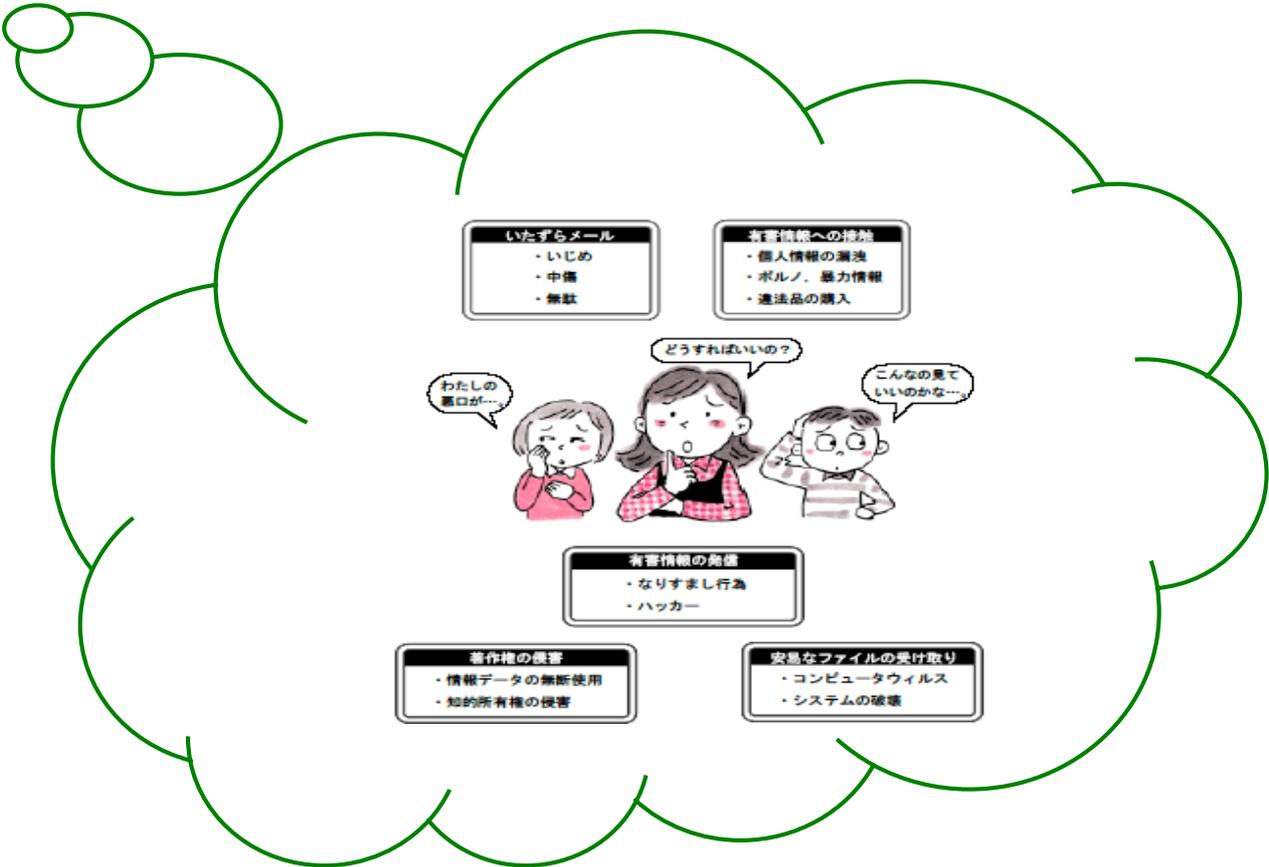
インターネットの知識，技術を習得することにより陥りやすい。
情報モラルの指導，再発防止 **学校**

インターネットに不慣れなため偶然に発生したもの

専門的技術による対応 **専門機関の支援**
危険回避の方法，知識や技術 **学校**
情報モラルの指導，心理的ケア，再発防止 **学校**

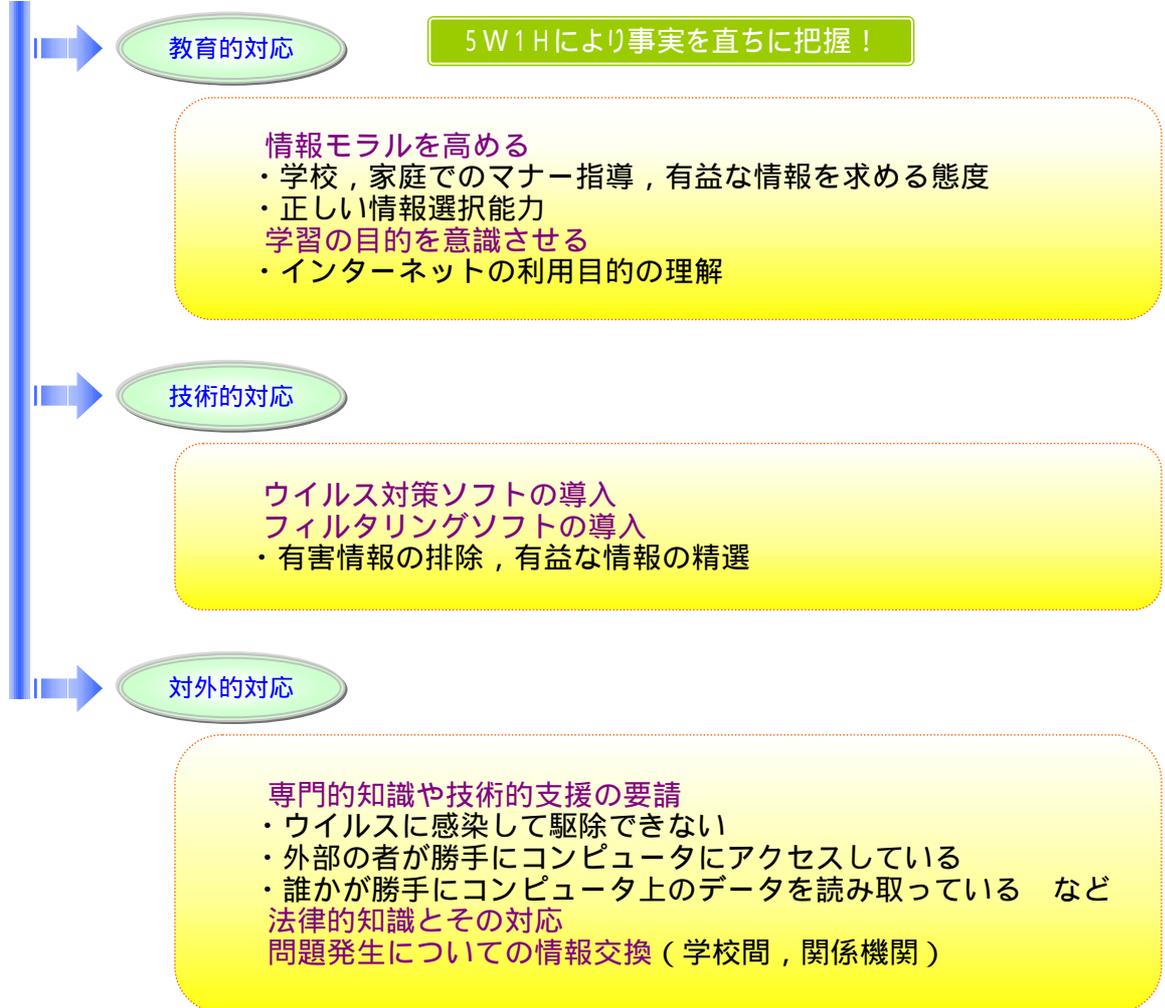
インターネットの危険性に係る知識がないために発生したもの

インターネットのシステム自体について理解していない。
情報教育の徹底 **学校**



事例
2

問題が発生した場合，学校はどのように対応したらよいか。



【発生時の対応例】

事実確認

- ・いつ（When） ... 授業中，休み時間，部活中，放課後
- ・どこで（Where） ... 自宅，学校，インターネットカフェ
校内LAN，教員の私有パソコン，児童生徒の携帯電話
- ・誰が（Who） ... 一人で，複数で，他校の児童生徒と
- ・何を（What） ... 他人の誹謗中傷，写真・文章の無断使用
- ・なぜ（Why） ... 困らせたい，注目されたい，おもしろ半分
- ・どのように（How） ... 送信した，作成した，感染させた

問題の程度を把握

- ・児童生徒を指導すればよいもの
- ・保護者に伝える程度のもの
- ・保護者に面接して協力を依頼するもの
- ・警察などの関係機関，専門機関に届け出るもの

対応の決定

- ・当該児童生徒への指導
- ・クラス，学年，全校への指導
- ・保護者への通知・協力依頼
- ・警察などへの相談，通報，届出

事例
3

画面をクリックしただけで 突然 有料サイトの料金を請求する
メールが来た。(ワンクリック詐欺)
身に覚えのない料金が請求された。(架空請求)

指導のポイント

無視することが最良の防衛手段！



利用していない請求，利用契約がない場合は，無視すること。
相手先に対して，住所，氏名，メールアドレス，電話番号などの個人情報を知らせないこと。
法律的な相談，しつこい請求などについては，消費生活センターや警察へ届け出ること。

電子消費者契約法により，事業者は，消費者に対して申し込み内容の確認をするための画面などを講じるよう規定されている。

不安になって，関わりたくないと思って一度でも支払ってしまうと，更に請求される場合がある。
請求先には安易に電話などで連絡をしないこと。電話や電子メール等で返事をする，執拗に請求されるおそれがある。



【参考】

電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律
(電子消費者契約法)

ネットショッピングなどで消費者が錯誤(勘違い)やパソコンの操作ミスにより間違った情報を相手方(事業者)に送信した場合，事業者が契約内容の確認画面を作らず消費者が勘違いしやすい環境であった時，その契約の無効が主張できる法律

事例
4

自分のIDやパスワードが勝手に使われている。

指導のポイント

パスワードは定期的に変更すること！

パスワードには、誕生日や簡単な単語などではなく、数字と英字を交互に組み合わせたり、意味のない英数字の羅列にしたりするなど推測が難しいものにする。
定期的に変更する。
ネットカフェや不特定多数の者が使うパソコンでは私用のパスワードを入力しない。やむを得ず使ったときには、速やかに自分のパソコンでパスワードを変更する。また、使用履歴、クッキー等も消却する。



前回のログイン時刻をチェックする機能がある場合には、これを確認して記録すること。
ログインできない場合には、システム管理者等に連絡してIDの停止と被害状況の確認等を依頼すること。
他人のパスワードを使用した場合は、**不正アクセス禁止法**（第3条不正アクセスの禁止）に触れる行為になるため、警察へ届け出ること。

【参考】

不正アクセス禁止法

アクセスが制限されているコンピュータ・ネットワークに対して他人のID、パスワードを使用したり、システムのセキュリティ上の弱点（セキュリティホール）を突いて侵入する行為を処罰する法律

他人のID、パスワードなどの識別符号を無断で使用する行為
セキュリティホールを攻撃し、アクセス制限されているコンピュータに侵入する行為
1年以下の懲役、50万円以下の罰金



掲示板、ブログに自殺予告や自殺を呼びかける書き込みを見つけた。

指導のポイント

児童生徒の変化に気をつけよう！

自殺に関しては、日頃から児童生徒に対し、各教科や学級活動で「命の教育」「こころの教育」などについて授業を行い予防教育と防止の環境づくりを行う。
 教育活動を通じて、教職員と児童生徒、児童生徒相互の望ましい人間関係の醸成に努める。
 児童生徒の生活実態については、面談や質問紙調査などを行い、きめ細かい把握に努める。
 学校における教育相談においては、校内だけで対応するのではなく、スクールカウンセラー、教育センター、児童相談所、警察、心療内科などの専門機関と連携を図る。



自殺の予告や呼びかけの日時の直前である場合など、緊急の対応を要する場合には、110番通報すること。
 これ以外の場合は、教職員、保護者に伝え、最寄りの警察署か、「インターネットホットラインセンター」へ通報すること。

【携帯電話からの通報URL】
<http://www.iajapan.org/hotlinecenter/cgi-bin/illegal-mobile.html>

【参考】

ネット自殺予告の把握

警察庁では、平成19年中に自殺予告の書き込みを見た人などからの通報で、計121人の予告情報を把握した。

内訳では、

説得、救護が72人（自殺予告の書き込みをした女性宅に警察官が駆けつけ、既に首をつっていた女性を病院に運んで救護するなど、既遂の人を助けたのはうち9人）
 いたずらなど自殺の恐れがないことが判明33人
 家出などで本人に接触できなかったのが16人

だった。

事例
6

ブログや掲示板に誹謗中傷の書き込みがされた。
ブログや掲示板にメールアドレスなどの個人情報が書き込まれた。

指導のポイント

言葉は刃物より危険な凶器になる！

インターネットの向こうには、現実の「人間」がいることを認識させる。
人間同士のコミュニケーションだから、楽しいことやトラブルがあることを考えてチャットや掲示板などに参加する。
書き込みの内容や表現に注意する。
相手の表情が見えないため、何気ない一言で傷つけてしまうことがあり、表現が過激になりやすい。
一度文章を読み直してから送信するように心がける。
ブログや掲示板に書き込まれた、「死ね」「ウザイ」等の文言は、メッセージ性が低いことが多いため、必要以上に気にしないこと。

掲示板などで犯罪予告をすることは「犯罪」に該当する。
(「ボコボコにする」「学校に行かなくする」など)



内容などについて教職員，保護者に伝えること。
掲載されたHPを印字し，当該サイトのアドレス，書き込み者，書き込み日時を記録しておくこと。
プロバイダ責任法に基づきプロバイダ，管理者に電子メールで削除依頼を行うこと。
または，プロバイダ，管理者に対して発信者（書込者）情報の開示請求を行うこと。
名誉毀損，侮辱罪で警察へ届け出ること。
民事による損害賠償請求をすることもできる。



【参考】

プロバイダ責任法

電子掲示板などで誹謗中傷など個人の人権が侵害される事案が発生し，被害者がプロバイダ事業者や掲示板管理者に対して削除要請を行った場合，事業者等がこれらを削除したことについて，権利者からの損害賠償の責任を免れること。
自己の権利を侵害されたとする者が，関係するプロバイダ等に対し，当該プロバイダ等が保有する発信者の情報の開示を請求できる規定を設けることなどを規定した法律。



携帯電話に『このメールを10人に転送してください。メールを止めた人はポケット料金を全額払うことになります。』との内容のメールが届いた。(チェーンメール)

指導のポイント

チェーンメールは自分で断つ！

人がいやな思いをする内容のメールは送信しない。おもしろそうな内容と思ってもむやみに送信しない。自分で止める。
チェーンメールは、悪質巧妙化しており、不審なメールを受け取ったら教職員や保護者に相談するように指導する。



メール対応については、一人で悩まず、保護者、先生に相談すること。
必ず自分のところで止めて、転送しないこと。
どうしても心配な時は、下記のアドレスにチェーンメールを転送し、被害の拡散を断ち切ること。

チェーンメールは、ただのいたずらの場合もあるが、添付されているものや記載されているURLをクリックしただけで「登録料を支払え」という要求がくる詐欺的なものもある。

「日本データ通信協会」【迷惑メール相談センター 携帯版】
<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/mobile/>



『チェーンメールは、転送しなくても何も起こりません。しかし、さまざまな怖い文章や脅し文句などで不安な時は、友達へ送ってしまう前に当協会へ転送してください。携帯電話のチェーンメール用に、10個のメールアドレスを提供しています。転送回数は制限いたしませんので、複数のメールでもご自由にお送りください。』



転送されたチェーンメールは、転送元のメールアドレスを削除し、参考のため保存します。
転送いただきました方のメールアドレスは一切使用しませんのでご安心ください。
よろしければ転送いただく際、本文の最初に、受信者の都道府県を、追加していただけるようお願いいたします。
いただきました情報は、今後のチェーンメール調査・対策に役立たせていただきます。

転送先アドレスには、DoCoMo・au・Tu-Ka・SoftBank・ワイモバイルの携帯電話・PHSからのみ送付可能となっており、パソコン等からは送付できません。パソコンからの転送場所は別のアドレスがあるので「日本データ通信協会」のホームページで確認してください。

【参考】

「献血募集」「動物の世話人探し」「アイドルの情報」など、一部に現実的な内容もあるが、「 人に転送してください」など多数の人に送信するようにとの文面があれば虚偽メールと思える。



**携帯電話にアダルトサイトの宣伝や商品の売り込みなど希望しない
ダイレクトメールが次々に届いて困る。(迷惑メール)**

指導のポイント

絶対に返信しないこと！

「**特定電子メール法**」では、受信者から同意を得ていない場合等に送信される。
 広告・宣伝メールである特定電子メールの送信に当たり、その件名欄に「**未承諾広告**」との表示を義務付けているほか、電子メール本文に、送信者名及び受信拒否を受け付けるための送信者の電子メールアドレス等の表示を義務付けている。
 「ウイルスじゃない、読むだけだ、内容は見なければ分からない」というかも知れないが、悪質な迷惑メールには、添付の画像ファイルなどを經由して、ウイルス対策ソフトでは検知できないような、スパイウェアをパソコンにこっそりと埋め込んでいくものもある。
 ちょっとメールを見ただけ、よく訪れるホームページやキーボード入力 of 全履歴を盗み取られたりするという、恐ろしい事態も十分考えられる。不審なメールは安易に開かない。内容が怪しい場合は絶対に返信しないように。
 携帯電話の場合、知らない電話番号からの1回だけの着信音(ワザリ)には、かけ直さない。



公開用のメールアドレスとプライベート用のメールアドレスを使い分け、公開用のメールアドレスを定期的に変更すること。
 複雑なメールアドレスに変更すること。
 アンケートなどでメールアドレスを回答しないこと。
 ウイルス対策ソフト、スパムメール対策ソフトを利用すること。
 携帯電話の場合、メール設定によりフィルターレベルを変更すること。
 迷惑なメールのうち特定電子メール法又は特定商取引法に違反するものは、次の機関に情報提供を行うこと。
 ・迷惑メール相談センター〔(財)日本データ通信協会内〕
 ・(財)日本産業協会

【参考】

特定電子メール法

一方的に送信される広告・宣伝メール(迷惑メール)を防止するため、メール本文に送信者の氏名、受信拒否通知のためのアドレスの表示の義務づけを規定した法律。

未承認広告メール

受信者の同意なく送信される営利目的のメール、法律の規定により未承認広告メールには、件名に「未承認広告」という表示をすることが義務づけられており、出会い系サイトやアダルトサイトへの誘導などは、迷惑メールに当たる。

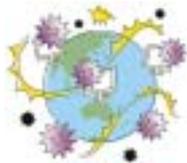


インターネット上の掲示板にある，リンクサイトからあるファイルをダウンロードしたところ，パソコンのハードディスクの中身がネット上に公開された。

指導のポイント

ウイルス感染のおそれ，直ちにインターネット接続を切る！

ウイルスに感染している可能性が大きい。
一旦ネット上に公開され，いずれかでダウンロードされたデータを完全に削除することは不可能で，防止策を徹底することが重要となる。
ファイルの拡張子を表示する設定にしておく。
(例)「マイコンピュータ」「ツール」「フォルダーオプション」を選択し「表示」タブの「登録されている拡張子は表示しない」のチェックを外す。
信頼のおけないサイトや見知らぬ相手先からの添付ファイル付きメールを実行しない。
どうしてもファイルを開く必要がある場合は，ウイルス検査を実施(プロバイダのオンラインスキャンなどを利用)してから行う。



直ちにインターネットの接続を断つこと。
ファイル共有ソフトなどが入っていることが考えられるが，直ぐにはその疑いのあるファイルなどは削除しないこと。(流失したデータを特定するために今後必要となる。)
学校の場合は管理者へ報告，児童生徒の場合は，保護者等へ申告すること。
ウイルスの駆除は，ワクチンソフトにより検査する。
ウイルス名は特定できたが，駆除や隔離ができない場合は，ソフト会社のサイトで検出されたウイルスの情報を探し，記載された対策方法を実施すること。
よくわからない時は，「コンピュータウイルス110番」へ問い合わせる。 独立行政法人 情報処理推進機構 電話 03-5978-7509

【参考】

ファイル共有ソフト

インターネット上にファイルを公開し，複数の者で利用できるソフト。Winny，WinMX などがあるが，これら自体はウイルスではない。

オンラインスキャンが可能なサイト

シマンテック，トレンドマイクロオンラインスキャン，マカフィー・フリースキャン など

事例
10

インターネットを利用中、突然、「あなたのパソコンからウイルスが発見されました」とメッセージ画面が表示されて、「セキュリティ対策ソフト」の購入を勧められた。（ソフトの押し売り）

指導のポイント

直ちにインターネットの接続を切る！

メッセージを偽って表示し、問題があるように見せかけて、「セキュリティ対策ソフト」の購入代金を支払わせようとする悪質な行為である。
 内容が怪しい場合は、或いは信頼のおけない発行元からのソフトは、ダウンロードしたり、あわててクリックしない。
 場合によっては、ウイルスに感染するおそれもある。
 「不要」などと返信してしまうと、メールアドレスを相手に知らせることになり、さらに迷惑メールが増えたり、**フィッシング詐欺**や**架空請求**など、被害につながる恐れがある。



不審なポップアップ画面や確認メッセージ画面が表示された場合は、「× ボタン」を押して終了すること。
 あわてて画面をクリックせず、そのまま一旦インターネットの接続を切ること。
 不要な「セキュリティ対策ソフト」をダウンロードしてしまった場合は、「コントロールパネル」>「プログラムの追加と削除」により削除すること。
 ウイルスに感染したと思われる場合は、「事例6」の対応を参考にして処理すること。

【参考】

フィッシング

実在する金融機関や企業等からのメールを装い、「セキュリティを強化する」などの口実を設けて、偽にホームページに誘導して、IDやパスワード等の個人情報を入力させ、その情報を悪用して詐欺等の犯罪を行う。

刑法 第246条 詐欺

（例）ウイルスに感染したようなことを通知して、相手を不安に陥れ、「対策ソフト」を購入させ、代金を騙し取る行為など

事例
11

携帯電話のネットショッピングで買い物をし、代金を支払ったが、商品は届かず、相手と連絡が取れなくなった。

指導のポイント

支払いは、代引きで！保護者の了解を得て

ネット上で取引する際には「特定商取引法」に規定された相手の住所、氏名、(会社名)、連絡先(自宅の電話番号《固定電話》)などを必ず確認しておく。
オークションサイトの「トラブル口座」に掲載があるかを確認する。
個人情報に対しプライバシーポリシーを明示しているか確認する。
代金支払い方法については、「**料金着払い**(代引き支払い 但し、**1000-2000円程度の手数料がかかる。**)」などの安全性の高い方法を用いる。
メール、電話(自宅の電話)などのあらゆる手段で督促してみる。

クーリングオフは、原則として使えないが、「電子契約者法」により、間違いやすい注文画面であったり、確認画面が表示されなかった場合など購入者に過失がなかった時は、契約を取り消せる場合もある。



やりとりしたメール、売買のページ、注文画面、代金振込みの控えなどの証拠となるものを保管しておくこと。
相手に対し、期日を定めて債務履行を求める「内容証明郵便」を配達記録を付けて送達すること。
内容証明郵便が不受理又は宛先不明で戻ってきた場合など、**詐欺**の疑いがある場合には、最寄りの警察署へ相談すること。



【参考】

内容証明郵便

”誰が、いつ、どんな内容の手紙を、誰宛てに送ったのか”ということを郵便局が公的に、確実に証明してくれる制度

刑法 246条 詐欺

実際には物品などを販売する意志はなくインターネットのショッピングサイトに掲載して、代金名目にお金をだまし取った。

事例
12

出会い系サイトに援助交際を募集する書き込みをしている。

指導のポイント

募集書き込みは、法律で規制されている！

見ない、書き込まない、会わない、一度書き込むと相手は巧みな言葉で誘惑してくることを繰り返し指導する。
 出会い系サイトの勧誘メールは無視する。
 犯罪に巻き込まれてからでは取り返しがつかなくなる。
 出会い系サイトの利用者は、「援助交際」等の悪意を持っていることが多いなど、利用の問題点について注意喚起する。
 出会い系サイトで知り合った人と会うことには、危険性があることを十分認識させる。
 出会い系サイトに児童が交際希望の書き込みをしたり、大人が児童を誘引する書き込みをすることは出会い系サイト規制法で規制されている。



援助交際を募集するような違法な書き込みを発見した場合には、広島県警察本部サイバー犯罪対策室や各警察署の相談窓口へ情報提供すること。



【参考】

出会い系サイト規制法

正式名は「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」といい、出会い系サイトを利用して、児童(18歳未満)を性交や異性交際の相手として誘うことについて年齢を問わず禁止、児童が不正なサイトを利用ただけでも処罰(100万円以下の罰金)することを定めた法律

被害者の大半は中高生 (H19年中の被害者総数は、1,297人のうち65%にあたる。)

事例
13

セキュリティ・ホールから不正アクセスをされ、不正なコマンドが実行された。

指導のポイント

セキュリティのアップデートを忘れずに！

コンピュータのセキュリティ対策を最新の状態にする。
Windows UpdateまたはMicrosoft Updateを実施する。
Microsoftなどのサイトに接続できなければ、ポット
(あるいはウイルス) による特定サイトへの接続を妨害されてい
る可能性がある。
インターネットを使用しない時は、パソコンやルーターの電源
を切っておく。



可能な限り多くの証拠（ログ等）を取得・保管しておくこと。
証拠は被害にあったコンピュータだけでなく、**ファイアウォール**や関係するコンピュータにも残っている場合があるので注意すること。
コンピュータ等をシャットダウンすると証拠が書き変わってしまうおそれがあるので、シャットダウンはしないこと。
再発や踏み台に利用されないように、関係するシステムをネットワークから外すこと。（インターネット接続を切り、外部機器をはずすこと。）
不正アクセスの被害に関する証拠（ログ等）を保存し、最寄りの警察署又は広島県警察本部サイバー犯罪対策室に相談すること。

【参考】

ファイアウォール

Fire Wall（防火壁）から転じて、組織内のコンピュータネットワークへ外部から侵入されるのを防ぐシステムのこと。



自分のメールアドレスを使って、誰かが勝手にメールを送信している。(なりすましメール)

指導のポイント

携帯電話事業者へ相談すること！

送信者がほかの人や企業になりすまし、偽の送信者名によって送信されてくるメールのこと。自分を装った送信元（from）に設定されてしまうと、実際は業者などの「パソコンから」送信されていても「自分から」送られたように見える。信用される送信元から送られてきたように装うことで受信者を信用させてメールを開封させたり、返信させることを目的としている。なりすましメールは、携帯電話やパソコンツールなどでは完璧に防ぐことはできないが、件名やメールに書かれている内容を確認し、少しでも不審に思う点があれば、開封したり、返信をする前に、同様のメールが出回って、問題になっていないか調べるなどして、惑わされないように注意する必要がある。

他人になすまして誹謗中傷を内容とするメールもあり、信頼関係を崩そうとしたりいじめに発展するものもあるので注意を要する。プロフ、プロフ、掲示板などに書き込まれる、「ウザイ」「キモイ」「死ね」などの表現は、メッセージ性が低いことを理解させる。



ウイルス対策ソフトの定義データを最新のものにした上で、メールや自分のパソコンがコンピュータ・ウイルスに感染していないかどうか検査をすること。メールの内容から明らかになりすましで、他人に迷惑をかけようとしている場合は、送付されたと思われる人に注意を呼びかけるなどすること。パソコンの場合はメールソフトにより、携帯電話の場合は、各電話事業者の迷惑メール拒否設定などを行うこと。それぞれの携帯電話事業者の窓口へ相談すること。犯罪に該当するなどの悪質な内容の場合には、警察に相談すること。



【参考】

なりすましメール対策情報 例

NTTドコモ	http://www.nttdocomo.co.jp/	Y A H O O B B	http://bbpromo.yahoo.co.jp/
au	http://www.au.kddi.com/	OCN	http://www.ocn.ne.jp/
SoftBank	http://mb.softbank.jp/mb/	@nifty	http://www.nifty.com/
WILLCOM	http://www.willcom-inc.com/ja/index.html	などのホームページを参照	

事例
15

インターネット・オークションに覚せい剤，けん銃など違法なものが出品されていた。
インターネット・オークションに預貯金通帳やクレジットカード番号が出品されていた。

指導のポイント

直ちに警察などへ通報！

違法なものは売るだけでなく，買った場合も犯罪となる。

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」では，正当な理由がないのに，有償で預貯金通帳等を譲受又は譲渡することなどを規定している。



違法なもの，犯罪に悪用されるおそれのあるものの販売を発見した場合は，広島県警察のサイバー犯罪相談窓口，薬物相談窓口，けん銃110番やオークション事業者へ情報提供すること。
（財）インターネットホットラインセンターへ通報すること。 <http://www.internethotline.jp/>

【参考】

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」

金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律に代わり，平成20年3月1日から施行され，犯罪により得た収益の剥奪，被害回復などを規定した法律。





**自分の学校裏サイトを発見した。
内容を見ると、ある生徒を誹謗中傷する書き込みがあった。**

指導のポイント

投稿者は、調べれば分かる！

誹謗中傷する書き込みは、許されない行為である。
一度書き込んだ情報は取り消せない。
Webページを送信するサーバには、どこからアクセスされたか「アクセスログ」として記録している。
権利を侵害された人は、プロバイダに対し情報発信者の開示を行うことが、**プロバイダ責任法**（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信情報の開示に関する法律）で認められている。つまり、匿名で投稿しても調べることができることを理解させておく。



掲載されたHPを印字し、当該サイトのアドレス、書き込み者、書き込み日時を記録しておくこと。
プロバイダや管理者は誰かを調べること。

【管理者等の検索方法】

- ）検索エンジンで「ドメイン検索」又は「IPアドレス検索」と入力し、いずれかのホームページを開く。
- ）画面に「ドメイン名」か「IPアドレス」を入力し、検索を実行する。



判明したプロバイダ、管理者に電子メールで削除依頼（電話、メール、文書などにより）を行うこと。
プロバイダ責任法に基づきプロバイダ、管理者に対して発信者（書込者）情報の開示請求を行うこと。
内容においては、名誉毀損、侮辱罪で警察へ届け出る

【参考】

ドメイン

インターネット上に存在するコンピュータやネットワークにつけられる識別子、インターネット上の住所のようなもの。

(例) ホームページ <http://www.pref.hiroshima.lg.jp>
メールアドレス momiji@hiroshima.ne.jp **下線部分がドメイン名**

プロバイダ責任法

事例6の下欄を参照のこと。



A子さんはあるサークルで知り合った男性と電子メールのやりとりをしていたが、そのうちメールの返信が滞りがちとなったところ、男性より「交際をしなければ家族に危害を加える」と交際を強要するメールが届いた。(ネットストーカー)

指導のポイント

恐れずに直ちに警察に相談!



過剰な反応はせず、返信しない。
 プロバイダや携帯電話の設定により、メールフィルタリング機能を利用してメールを拒否したり、複数のメールアドレスを使い分けるのも有効である。
 メールアドレスからは、住所などの個人情報が入手できないことを理解させ、不安を払拭する。



相手からのメールが届かなくするには、相手のメールアドレスや特定の内容によってメールを破棄するフィルタリング機能を利用したり、メールアドレスを変更するという方法があること。
 メールを送ってくる相手の身元が判明していない場合も、メールについているヘッダにはいろいろな情報が含まれている。いつ、どのプロバイダから、どこが提供しているメールサーバを使って送られたか、という情報が解る場合があるので、詳しい人に解析をしてもらうこと。
 第三者に誹謗中傷のメールを送られたり、身の危険を感じた場合は、相手からのメールを保存するなどして直ちに最寄りの警察署などに相談すること。



【参考】

警察の相談窓口

各警察署 警察安全相談係	直通電話	082-288-9110
広島県警察本部 総合相談室	代表電話	082-228-0110
広島県警察本部サイバー犯罪対策室		

広島弁護士会 犯罪被害者支援センター

電話相談 (初回無料)
 相談電話 082-511-1141

事例
18

友人から携帯メールが1日に100通くらい届く。返事は5分以内に返すという「5分ルール」があるため、歩きながらや食事中、さらには、入浴中にも返信しなければならなくて困っている。（携帯メールの呪縛）

指導のポイント

都合のよい時に書き、読めばいい！

メールは自分が都合の良いときに書き、相手も都合の良いときに読んでもらうものであることを理解させる。
打ち切りたくても、打ち切れない携帯メールに困っている児童生徒がいることを理解させる。
深夜までメールをして朝起きられなかったり、学習や家族との対話時間が犠牲になるなど生活習慣が乱れ、体調などに影響することがある。



みんな困っているんだという共通認識を持たせ、授業などで具体的なケースを設定し、解決策を考えさせること。
相手も困っていることに気づかせ、クラスや家庭で話し合い、メールは 時までなどのルールを自分たちで決めさせること。
保護者に対しては、初めて子どもに携帯電話を持たせる時は、「自分の部屋に持ち込まない。」「夜10時以降は使わない。」などのルールを決めておくと、後から対応に苦しむことがないことを助言すること。



パソコンユーザーのためのウイルス対策 7箇条

1. 最新のウイルス定義ファイルに更新し、ワクチンソフトを活用すること。
2. メールの添付ファイルは、開く前にウイルス検査を行うこと。
3. ダウンロードしたファイルは、使用する前にウイルス検査を行うこと。
4. アプリケーションのセキュリティ機能を活用すること。
5. セキュリティパッチをあてること。
6. ウイルス感染の兆候を見逃さないこと。
7. ウイルス感染被害からの復旧のためデータのバックアップを行うこと。

携帯電話ユーザーのためのマナー

～情報モラル「キックオフガイド」～

使う場所や場面に気をつけよう！

つ 静かにする所、使用に制限のある所では、電源を切りましょう。

考えよう メールの使い方！

か メールでは、気持ちがうまく伝わらないことが多いもの。文面は冷静に対応しよう。

モラルが大切 デジタルカメラ！

も 写真に撮る内容や相手、場面に十分配慮しましょう。

うまい話と怪しいサイトに注意！

う いつのまにか危険なサイトにつながったり、身に覚えのない請求が来たら直ぐに相談しよう。

ネット料金高い 使いすぎ！

ね 通話料金、情報料金、利用料金は使うほど高くなります。

相談・通報窓口

独立行政法人 情報処理推進機構 セキュリティセンター	http://www.ipa.go.jp/security/	情報セキュリティ対策
インターネット・ホットラインセンター	http://www.iajapan.org/hotlinecenter/cgi-bin/illegal-mobile.html	携帯用通報サイト
インターネットホットライン連絡協議会	http://www.iajapan.org/hotline/	相談窓口の紹介
(財)日本データ通信協会 迷惑メール相談センター	http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/mobile/	迷惑メールの通報 フェニメールの転送
全国の消費生活センター (リンク先は国民生活センターのホームページ内です)	http://www.kokusen.go.jp/map/	ネットショッピング ネットオークション
警察庁インターネット安全・安心相談	http://www.cybersafety.go.jp/	サイバー犯罪対策
都道府県警察本部のサイバー犯罪 相談窓口等一覧	http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm	サイバー犯罪対策
総務省電気通信消費者相談センター	http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/s-jyoho.html	プロバイダー責任制限法 に関して
(社)テレコムサービス協会	http://www.telesa.or.jp	削除様式について [ガイドライン情報の広場]

参 考 資 料

バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守るために 最終報告

(H18.12/ バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会)

サイバー犯罪から青少年を守るために

(H18.7/広島県インターネットセキュリティ対策推進協議会)

あんしんインターネットライフ

(H19.3/(財)社会安全研究財団 : 監修 警察庁)

すべての先生のための「情報モラル」指導実践キックオフ

(H19.3/(社)日本教育工学振興会)

安心インターネットライフ～ネット社会の7つの常識

(H18.8/(財)マルチメディア振興センター)

インターネット活用ガイドブック「モラル・セキュリティ編」

(H12.3/(財)コンピュータ教育開発センター)

「第5回情報社会と青少年に関する意識調査」

(H19.7/内閣府)

平成19年中のサイバー犯罪の検挙状況について

(H20.2/警察庁広報資料)



第3部 関連法律解説



法律名	概要	事例・罰則
刑 法	<p>【第175条 わいせつ物頒布等の罪】 わいせつな文書，図画その他の物を頒布し，販売し，又は公然と陳列すること。</p>	<p>性器が確認できる画像，映像などを不特定多数の者が閲覧できるインターネット上の掲示板などに有償，無償を問わず掲出した。 2年以下の懲役，250万円以下の罰金</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律〔映像送信型風俗特殊営業の届出義務違反〕</p>
	<p>【第230条 名誉毀損】 その内容が事実か否かにかかわらず，公然と事実を示して人の名誉を傷つけること。</p>	<p>インターネット上の掲示板やブログなどに他人を誹謗中傷する書き込みを行う。 2年以下の懲役，50万円以下の罰金</p>
	<p>【第233条 業務妨害】 虚偽の事項や不当に相手方を困惑させる手段を用いて人の業務を妨害すること。</p>	<p>学校のホームページへ「先生やみんなを困らせようと思います。明日，午後5時に学校で自殺します。」と虚偽の書き込みを行い学校の業務を妨害した。 3年以下，50万円以下の罰金</p>
	<p>【第234条の2 電子計算機損壊等業務妨害】 人の業務に使用するコンピューターに虚偽の情報や指令を与えてその業務を妨害すること。</p>	<p>学校のホームページの内容を改ざんしたり，アクセスできないようにした。 5年以下の懲役，100万円以下の罰金</p>
	<p>【第246条 詐欺】 人を騙して財物を交付させること。</p>	<p>遊ぶためのお金をだまし取ろうと思い，持っていない物品をインターネットオークションに出品し，代金が支払われたのに品物を送付しなかった。 10年以下の懲役</p>
	<p>【第246条の2 電子計算機使用詐欺罪】 事務処理に使用するコンピューターに虚偽の情報や指令を与えて，不法の利益を得ること。</p>	<p>不正に入手した他人のID，パスワードを使用しインターネットバンキングから現金を手に入れた。 拾ったり盗んだりした他人のキャッシュカードを使ってATMを使用して自己の口座に振込む。 10年以下の懲役</p>
	<p>【第222条 脅迫】 生命，身体，自由，名誉，財産に対し危害を加えることを告知して人を脅かすこと。</p>	<p>同級生に対し「お前，言うとおりにせんと，痛い目に遭うで，学校へ行かれないようになるで」との内容のメールを送った。 2年以下の懲役，30万円以下の懲役</p>
	<p>【第223条 強要】 生命，身体，自由，名誉，財産に対し危害を加えることを告知して脅迫し，又は暴行を用いて人に義務のないことを行わせ，又は権利の行使を妨害すること。</p>	<p>メールにより「僕らが万引きしたことを先生に言うな，絶対にしゃべらんと誓約書を書け，書かんかったら痛い目に遭うで」と脅迫して誓約書を無理矢理に書かせた。 3年以下の懲役</p>
	<p>【第249条 恐喝】 人を脅かして財物を交付させること。</p>	<p>「1週間以内に現金3万円を持ってこい，持ってこないとお前をボコボコにしてやるぞ」とメールを送って，現金を脅し取った。 10年以下の懲役</p>
<p>【第204条 傷害】 人の身体に重大な変化を加える，生理的機能に障害を与える，健康状態を不良にすること。</p>	<p>「ワシらの暴走グループに入れ」とメールで要求し，加入をいやがる相手呼び出して殴ったり，蹴ったりしてケガを負わせた。 15年以下の懲役，50万円以下の罰金</p>	

法律名	概要	事例・罰則
<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律 (特定電子メール法)</p>	<p>一方的に送信される広告・宣伝メール(迷惑メール)を防止するため、メール本文に送信者の氏名、受信拒否通知のためのアドレスの表示の義務づけを規定した法律</p>	<p>出会い系サイトの広告や商品購入の広告が次々に送られてくる場合。 表示義務に違反していると思われるメールを受信した場合は、(財)日本データ通信協会などへ転送して情報提供を行うこと。 虚偽の送信者情報 1年以下の懲役、100万円以下の罰金</p>
<p>特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信情報の開示に関する法律 (プロバイダ責任制限法)</p>	<p>電子掲示板などで誹謗中傷など個人の人権が侵害される事案が発生し、被害者がプロバイダ事業者や掲示板管理者に対して削除要請を行った場合、事業者等がこれらを削除したことについて、権利者からの損害賠償の責任を免れること。 自己の権利を侵害されたとする者が、関係するプロバイダ等に対し、当該プロバイダ等が保有する発信者の情報の開示を請求できる規定を設けることを規定した法律</p>	
<p>不正アクセス行為の禁止等に関する法律 (不正アクセス禁止法)</p>	<p>アクセスが制限されているコンピュータ・ネットワークに対して他人のID、パスワードを使用したり、システムのセキュリティ上の弱点(セキュリティホール)を突いて侵入する行為を処罰する法律</p>	<p>他人のID、パスワードなどの識別符号を無断で使用した。 セキュリティホールを攻撃し、アクセス制限されているコンピュータに侵入する。 1年以下の懲役、50万円以下の罰金 他人のID、パスワードなどの識別符号を第三者に無断で提供した。 30万円以下の罰金</p>
<p>児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律 (児童ポルノ法)</p>	<p>18歳に満たない児童に対価を供与し、その約束をして買春や性交類似行為(わいせつ行為)をした者、勧誘などをした者 児童を写真、ビデオなどにより描写することにより、製造、所持、提供、公然にした者を処罰することなどを規定した法律</p>	<p>児童買春 5年以下の懲役、300万円以下の罰金 児童ポルノ提供 5年以下の懲役、300万円以下の罰金</p>
<p>インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 (出会い系サイト規制法)</p>	<p>出会い系サイトを利用して、児童(18歳未満)を性交や異性交際の相手として誘うことについて年齢を問わず禁止、児童が不正なサイトを利用しただけでも処罰することを定めた法律</p>	<p>出会い系サイトに援助交際を求める書き込みをした。 100万円以下の罰金</p>
<p>広島県青少年健全育成条例</p>	<p>青少年の健全育成を目的として、大人の責務、行政の取り組み、有害環境の規制、阻害行為の規制(有害図書の販売、テレカ広告物の頒布、淫行、わいせつ行為、いれずみ)などを内容とする条例</p>	<p>児童買春 5年以下の懲役、300万円以下の罰金 児童ポルノ提供 5年以下の懲役、300万円以下の罰金</p>
<p>犯罪による収益の移転防止に関する法律</p>	<p>「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」に代わり、犯罪により得た収益の剥奪、被害回復などを規定した法律</p>	<p>インターネットの闇サイトを使用して正当な理由がないのに預貯金通帳等を譲受又は譲渡等した場合。 50万円以下の罰金</p>
<p>電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律 (電子消費者契約法)</p>	<p>ネットショッピングなどで消費者が錯誤(勘違い)やパソコンの操作ミスにより間違った情報を相手方(事業者)に送信した場合、事業者が契約内容の確認画面を作らず消費者が勘違いしやすい環境であった時、その契約の無効が主張できる法律</p>	<p>何も説明のないリンクを1回クリックしたら突然料金請求の画面が表示された。 リンクを良く確認しないでクリックしてしまい、有料サイトに登録したと通知された。 罰則なし</p>

法律名	概要	事例・罰則
<p>特定商取引に関する法律</p>	<p>訪問販売 通信販売 電話勧誘販売 マルチ商法 特定継続的役務提供（エステ、外国語教室など） 業務提供誘引販売取引（内職、モーター商法） ネガティブオプション（送りつけ商法）の取引を規制する法律</p> <p>インターネットショップは「通信販売」に該当し、法律に基づく表示が義務づけられている。 《販売業者名、所在地、代表者氏名、連絡先、代金以外の経費など》</p> <p>【クーリングオフ】 特定商取引法に規定される取引の場合、消費者がつい申し込んだり、契約をしてしまったとしても、一定の期間内であれば書面によって申込みの撤回や契約の解除をすることができる制度のこと。 対象商品は55種類、権利3種類、役務（サービス）17種類など細かく指定されている。但し、「通信販売」には制度の適用がない。</p>	
<p>債権管理回収業に関する特別措置法 (サービサー法)</p>	<p>銀行などの不良債権処理を迅速に行うため、民間企業等にも債権管理・回収が行えるようにした、弁護士法の特例となる法律</p> <p>債権管理・回収の代行などは、法務大臣の許可を受けた業者しかできない。 許可業者は、法務省HP内「法務省の紹介」の中から確認できる。 http://www.moj.go.jp/</p>	<p>架空請求やワンクリック詐欺で債権の管理回収を名乗る場合は、同法の許可業者でなければならない。</p> <p>無許可の営業 3年以下の懲役、300万円以下の罰金</p>
<p>民法</p>	<p>【第709条 不法行為による損害賠償】 故意、過失により他人の権利や利益を侵害した者は、これにより生じた財産上の損害を賠償しなければならない。</p> <p>【第710条 精神的な損害の賠償】 第709条の規定により損害賠償義務を負う者は、精神上生じた損害も賠償しなければならない。</p>	<p>私生活をみだりに公開されない権利の侵害に対してはね侵害行為の差し止め及び精神的苦痛による損害賠償請求権が認められる。</p>
<p>著作権法</p>	<p>文章、写真、絵画、音楽、動画、実演、放送などの著作物を無断で他人に使用されない権利を規定した法律</p>	<p>本の記事、写真をカメラ付き携帯で撮影し、インターネット上へ勝手に配信した。</p> <p>権利侵害 5年以下の懲役 500万円以下の罰金 商標法、不正競争防止法、特許法でも同様の規制がある。</p>
<p>覚せい剤取締法</p>	<p>覚せい剤やその原料の製造、所持、使用、譲り渡し、譲り受けなどを規制した法律</p>	<p>インターネットにより、覚せい剤を販売したり購入した。 など 10年以下の懲役</p>
<p>大麻取締法</p>	<p>大麻草（カビス・サバ・イル）及びその製品の栽培、所持、譲り受け、譲り渡しなどについて規制した法律</p>	<p>インターネットにより、大麻草を販売したり購入した。 など 5年以下の懲役</p>
<p>麻薬及び向精神薬取締法</p>	<p>中枢神経に作用精神機能に影響を及ぼす物質で依存症があり、乱用された場合に有害性があるものについて規制をした法律</p>	<p>インターネットにより、コカイン、MDMA、LSDなどを販売したり購入した。 など 7年以下の懲役</p>

法律名	概要	事例・罰則
薬事法	医薬品，医薬部外品，化粧品等の品質，安全性の確保等について規制した法律	インターネットにより，無許可で医薬品を販売した。 1年以下の懲役，300万円以下の罰金
銃砲刀剣類等取締法	銃砲，刀剣類等の所持，使用にかんする危険防止について規定した法律	インターネットにより，けん銃を販売した，購入した。 1年以上10年以下の懲役 インターネットにより，刃体の長さが6cmを超える刃物を購入し携帯していた。 1年以上懲役，30万円以下の罰金

法律名	概要
個人情報の保護に関する法律	個人情報取扱業者（5000人を超える個人情報を扱う民間企業，団体）に対し，個人情報の利用目的の明確化と必要な範囲を超えた利用制限，不正手段による個人情報収集の禁止，データ管理の安全性の確保を規定した法律
広島県個人情報保護条例	実施機関（知事，行政委員会，警察など）が個人情報を扱うにあたり，収集の制限，利用・提供の制限，適正管理等の義務を課すこと，自己情報の開示，訂正，利用停止権などを規定した条例

